

紹 介

J. グレスク 「パリ検事局の組織」

Jacques Goulesque, L'ORGANISATION DU PARQUET DE PARIS. Rev. sc. crim., 1969, p.935.

鈴 木 教 司

は じ め に

周知のように、フランスは近代的な検察官制度の母国であって、ドイツや日本の法制・学説はこれを無視しては語れない。しかし、その制度については、子法国との間に、顕著なちがいがみられる。ドイツや日本では検察官制度はもっぱら刑事司法上の機関として採り入れられたのであるが、フランスでは民刑事に共通の機関である。さらに特徴的なことは、検察官は行政官から由来しているという沿革を反映してか、行政機関としての活動が驚くほど広い。わが国の行政組織にあてはめれば、法務・大蔵・通産・厚生・農林・労働の各省庁の所掌事務<sup>1)</sup>に關与する権限をもっている。このような所掌事務・権限の複雑さ (complexité) と検察官の法的性格の不明確さ (incertitude de la nature) は、治罪法 (1808年) および1810年4月20日の法律 (司法組織法) の制定以来つねに指摘されてきたところである。<sup>2)</sup>

1) V. J. -B. Herzog, Un grand parquet: le Parquet du Tribunal de la Seine, Rev. sc. crim., 1963, p.398, et, Le rôle du parquet dans l'assainissement des professions industrielles et commerciales(1), Rev. sc. crim, 1963, p.852.

2) V. V. -L. Rassat, Le ministère public entre son passé et son avenir, 1967, N° 46 et suiv.

このような点を考えながら、フランスの検事局の組織や活動をみることも興味深いとおもう。以下、パリ大審裁判所検事正代理 (Substitut du Procureur de la République près le Tribunal de grande instance de Paris) J. グレスクの小稿、「パリ検事局の組織」を紹介しよう。

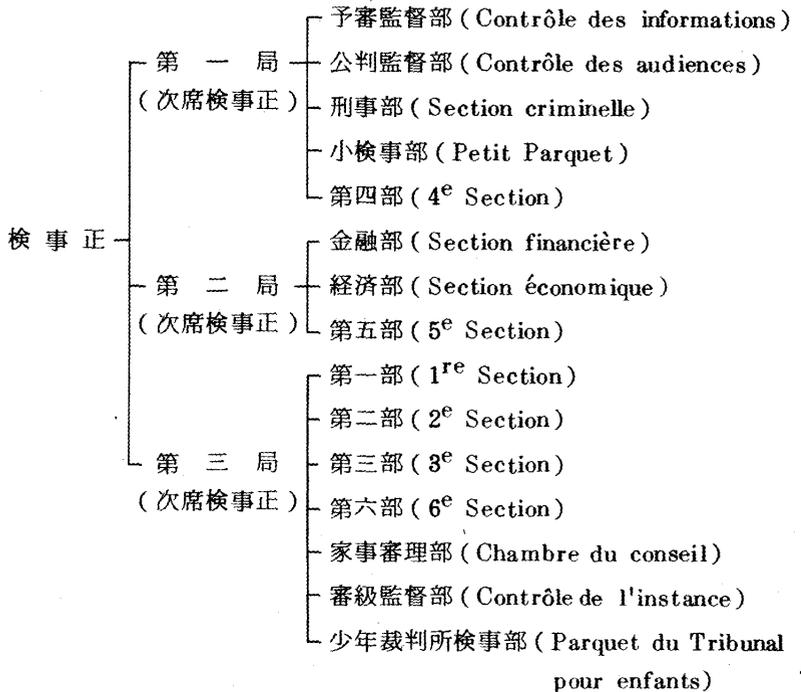
## I

パリ検事局は、市街地面積の広大さ、人口密度の稠密さ、経済的その他の諸活動の活発さ、都市犯罪の重大さなどパリ市特有の事情により、複雑な組織となっている。今や、その組織の不十分さ・欠陥 (mal) は周知の事実といってもよい。ここ10年の間に、検事局の司法官 (magistrat) の定員 (90名) は増えていないのに、その取扱事件は2倍になっている (935頁)。1968年に受理した送検書類 (procès-verbal) は、352,832である。それゆえ、多数の、資格を備えた職員 (personnel) が必要である。そこでは、職務 (tâche) の、極端な多様化 (diversification) と、(これと対照的な) 集中化 (centralisation) がはかられているが、実際には、(配置が適正でないために) いくつかの分野では、ときには退屈でつまらぬ仕事にもいやいやながら従事させられている多くの司法官もみうけられる (940頁)。しかし、人的・物的手段の改善と増加がはかられれば、検察官は、記録保管部局の積年の病弊 (maladies chroniques des bureaux d'enregistrement et d'archives) のような組織上のささいな欠陥、部相互間の連携のなさ、職員 (司法官および補助官) の管理・規律の不十分さ、および、階級的官職 (échelon hiérarchique) の増加と部課相互間・司法官相互間の知的交流の欠如による硬直化 (sclérose) といった欠陥を克服し、よりよく、かつ効果的にその使命 (mission) をはたすだろう (941頁)。

## II

検事局は、次席検事正 (Procureur de la République adjoint) の指揮

監督する三つの局 (Division) からなり、局はいくつかの部 (section) から構成される (935頁)。これを図で示せば、次のとおりである。



首席検事正代理 (premier substitut) および検事正代理 (substitut) は、その権能 (attribution) にしたがひ、二つの大きなグループに分けることができる。一つは、各部課 (service) の枠内で、告訴 (plainte) ・ 請求 (requête) ・ 異議申立 (réclamation) の審査 (examen), 起訴 (engagement des poursuites), 各段階における訴訟手続 (procédure) の指導 (conduite) ・ 監視 (surveillance), および、裁判 (décision) の執行に関する職務 (tâche) を確保する。他は、予審の訴訟記録の処理 (règlement des dossiers d'information) および公判立会 (service des audiences) に従事する。このように「一応その職務が分けられている (調整的な) 検事正代理 (substitut régleur)」は、「予審監督部」および「公判監督部」と協力して活動するか、または、各部の取り扱う事務の特殊な性質にしたがひ、そ

れぞれ一定の部(金融部, 経済部, 第4部, 第5部, 少年裁判所検事部)に配置される。

### 第1局

#### 予審監督部

予審監督部は, 一般部課(Service général)(小検事部, 第1部, 第6部)の一定の訴訟手続を予審の過程で遂行する。その権限(compétence)は, 一般部課のいずれかが作成した予審請求状(réquisitoire introductif)による予審について行使される(986頁)。この部は, 訴訟の他の段階にある一般部課の事件は所掌しない。これらの事件は, 予審の開始までまたは予審のおこなわれないときは, それぞれの担当の部が遂行し, 軽罪裁判所(tribunal correctionnel)に訴訟係属したあとでは, 公判監督部が遂行する。

その所掌事務(mission)は, すでに開始されている予審を検事局の名をもって「遂行する(suivre)」ことである。予審監督部は, 司法的観点および行政的観点という二つの観点に立って, その権限を行使する。前者は, 予審の過程で生じたすべての争点事項(incident contentieux)について請求(申立)する(prendre des réquisition)こと, 補充捜査をおこなわせることの当否について考量する(apprécier l'opportunité de faire procéder à des investigations complémentaires)ことおよび訴訟記録を処理することで, 後者は, つねに予審の経過を知り, とくに注意すべき点を検事正に報告すること, および, 場合によっては, 控訴院検事局(Parquet général)に提出する報告書を作成する(établir les rapports)ことである。

#### 公判監督部

公判監督部は, 直接起訴(citation directe)または移送命令(ordonnance de renvoi)のなされたときから控訴提起期間の経過するまで, すべての軽罪事件(少年事件を除く。)を遂行する。たとえば, 公判開廷の仕事について事務局を監視すること, 軽罪部(chambre correctionnelle)の判例に関する情報を蒐集すること, 控訴院検事局への報告書(compte rendu)お

よび各種の行政官庁への勧告書(avis)を作成すること、および、控訴についての訴訟記録(dossiers d'appel)(抗告を含む。)を作成し送付することである。

#### 刑事および司法警察部

刑事および司法警察部の所掌事務は、二つに分けられる。一つは、重罪事件(一定の重大な軽罪事件を含む。)について司法警察の捜査の経過(déroulement des enquêtes)を監視・指導する(suivre et diriger)ことで、他は、検事局と司法警察職員の間に関するすべての問題を処理する(régler)ことである。

その司法的職務は、起訴または不起訴(classement sans suite)に関する処分とともに終了する。また行政的権能として、被疑者の前歴を調査する(mise à jour du dossier)とか、2,000名以上の司法警察職員について毎年その成績を評価する(notation annuelle)とかの、非常に骨の折れる仕事もこの部の所掌事務に含まれている(937頁)。

#### 小検事部

現行犯でまたは司法令状(pièce de justice)に基づいて逮捕された者(重罪事件の被疑者および未成年者を除く。)は、すべて小検事部に送致される。検事正代理は逮捕された者を警視庁留置所(Dépôt de la Préfecture de Police)に留置する。ここでは、さらに、一定の条件に該当し、かつ収監状(mandat de dépôt)の発せられた者を拘禁施設(établissement de détention)に送致する。

小検事部の検事正代理は、関係者(interessé)を尋問したのち、被疑事実について不起訴にするか起訴するかを決定する権限を有する。また、勾留状(contrainte par corps)、勾引状(mandat d'amener)、逮捕状(mandat d'arrêt)に基づいてまたは有罪の終局判決(décision définitive de condamnation)の執行として逮捕された者の身柄を受け取り、その拘禁を根拠づける文書の適法性について確認する(vérifier la régularité des titres de détention)。

#### 第4部

第4部は、いわゆる「出版」犯罪(*infraction dite «de press»*)(映画、演劇、青少年向け出版物に関する犯罪を含む。)を所掌する。これらは、事件の複雑であることおよび定期刊行物を日々取り締まる(*contrôle*)必要があることから、この部で取り扱われる。風俗取締(*police des mœurs*)、賭博(*jeux*)・富籤(*roterie*)・競馬(*concour et pari au courses*)、選挙法、著作権・商標権・特許権に関する、すべての事件について公訴を実行する(*assurer l'exercice*)。また、各種の団体(*association*)・同業組合(*syndicat professionnel*)・私的教育機関(*établissement d'enseignement privé*)の監督も、この部の権限に含まれる。その権限は、起訴のときだけでなく、一定の事件については予審にも及ぶ。

## 第2局

### 金融部

金融部は、商事法人(*personne morale se livrant au commerce*)を擬装してなされた犯罪、公的信用(*crédit public*)を害する犯罪および租税刑法(*droit pénal fiscal*)の分野に属する犯罪に関する、金融刑法(*droit pénal financier*)の一部について権限を有する。とくに、保険業(*entreprise d'assurance*)、銀行、株式取引所(*Bourse*)、建造物(*construction immobilière*)に対する規制法規(*réglementation*)の枠内でその監督権を行使する。その主要な職務の一つは、商事会社(*société commerciale*)に関する法規(*législation*)を遵守させることである。

金融部の権限は輻輳しているから、金融省の係官(*fonctionnaire*)からなる、二つの付属機関(*deux services annexes*)により補佐される。一つの機関では、保険会社および銀行の代理人(*agent*)および外交員(*démarcheur*)の資格(*capacité*)を審査し、他の機関では、金融監督官(*contrôleur financier*)が担保権の設立およびその会計上の評価額の支払命令について意見を表示する(*formuler des avis sur l'engagement et l'ordonnement des dépenses d'expertise comptable*)。

金融事件が技術的にむずかしいこと、指示(*instruction*)以外の手段によっては実際上対処できないこと、警察の捜査や予審が長びくことのため

に、この部は非常に特殊な性格をもたざるをえない(938頁)。

### 経済部

経済部の所掌事務は非常に雑多な事項にわたり、住居用家屋の家賃に関する犯罪、商業活動の規制法規(商業界の刷新、各種の職業上の登録証、商業登記、若干の特殊な活動の保護、不動産の仲介)に違反する犯罪、売買方法の規制法規(掛売り、景品付与、一方的な商品発送など)に違反する犯罪、乗客および商品の輸送に関する犯罪、および、労働法違反の犯罪を含む。

### 第5部

第5部は、司法官の配置人員および事件の量において、検事局のもっとも重要な部の一つである。この部は、起訴および予審の監督・処理の段階において、偽造(faux)・詐欺(escroquerie)・背任(abus de confiance)およびこれと同視すべき軽罪・署名の強要(extorsion de signature)に関するすべての事項、社会保障および小切手についての法規に違反する犯罪、個人の名で商行為をなす人の破産(banqueroute)、高利貸(usure)、脅喝(chantage)、証人の買収(subornation de temoins)などを取り扱う権限を有する。

### 第3局

#### 第1部

第1部は、訴訟書類の調査(étude des dossiers)にたずさわり、場合によっては、公衆衛生法・道路法・ぶどう酒小売法に違反する犯罪、密輸(fraude)・傷害(coup et blessure volontaire)・過失致死傷害(homicide et plessure involontaire)の軽罪について起訴する権限を有する。

#### 第6部

第6部は、窃盗(vol)、掏摸(filouterie)、贓匿(recel)、家族の遺棄(abandon de famille)、武器についての法規に違反する犯罪、侮辱(outrage)、広告ビラの規制法規(réglementation de l'affichage publicitaire)に違反する犯罪、重要な違警罪(contravention)などの事項について、予審の開始まで公訴を実行する権限を有する。

## 第2部

第2部は、刑事司法上の裁判(décision judiciaire pénale)の執行、すなわち、予審判事の令状および命令(mandat et ordonnance)(令状取消の裁判を含む。)、軽罪部で言い渡された有罪判決、破産(faillite)について刑事判決裁判官(juge de l'application des peines)または商事裁判所長(Président du Tribunal de commerce)を逮捕する命令(ordonnance d'arrestation)を執行する権限を有する(939頁)。

## 第3部

第3部は二つのグループに分けられている。一つは、司法大臣官房事務官(officier ministériel)および司法補助官(auxiliaire de justice)の監視並びに事務(office)の移転または廃止に関する訴訟事件(diligence)の監視、身分およびこれに関する訴訟施設(établissement des procédures)の監督、精神病患者(aliéné)および無能力者(incapable majeur)に関する事務、司法扶助(assistance judiciaire)などを所掌する。

他は、裁判所の制約の範囲内で、民事事項について検察官のもつ司法的性質のすべての権能を与えられている。

## 審級監督部

審級監督部の役割は、5等級の違警罪(cinq classes de contraventions)を抑止するため公訴権が正当な方法により確保されるように、違警罪裁判所で検察官の職務をおこなう公務員を適当に鼓舞すること、その活動を監督すること、および、司法裁判所の裁判に対する上訴の提起の可否を考量することである。また、違警罪裁判所のすべての裁判(拘留を含む。)を執行する。

## 少年裁判所検事部

パリ在住の「要保護者(«clientél»)」が多数であることおよびその発見と保護活動は活発におこなわれなければならないことから、この部の仕事はかなり困難となっている。各自の担当する事件は、他の部とちがひ、(事件発生の)地区別により配分される(940頁)。